

令和 7 年第 3 回嵐山町議会定例会

委員会報告書

令和7年8月28日

嵐山町議会議長 森 一人 様

総務経済常任委員長 小林 智

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「地域交通のあり方について」

「地域産業の活性化への取り組みについて」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について7月9日、18日及び8月7日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 「地域交通のあり方について」

東京都あきる野市のコミュニティバス「るのバス」とデマンド型交通「チョイソコ」の実証実験視察では、人口規模8万人弱の自治体での先進的な取組で一定の評価は得られたが、当町が求めるものとの乖離もあり、課題解決には必ずしも合致しないと評価した。

滑川町の直営・無料のデマンド交通は、事業規模からみても検討可能な方法と考えられたが、地域特性としておおむね円形の滑川町と南北に長い当町では、駅や市街地への移動に大きな差がある等の課題も見えた。

北本市のデマンドバスでは、滑川町の直営方式と異なった民間事業者への委託であり、地域事業者2社による運行を行っている。駅を中心とした運行から市内の拠点に焦点を当てた運行を行う等、住民要望に応えた柔軟な対応を行っている実情を視察した。

行政視察においていずれの自治体でも共通することは、実現にあたって地域公共交通活性化法に基づく「地域公共交通会議」の組成、そこでの十分な議論を踏まえた「地域公共交通計画」の策定をしっかりと行っていることである。

町の地域公共交通の現実を見ると、交通事業者による地域公共交通の撤退・減便が続く中で、北部地域を南北に貫く県道69号線にバス路線はなく、古里地区を横断する熊谷～小川間のバス路線、ときがわ町と武蔵嵐山駅を結ぶバス路線があるのみである。

町民の移動手段の確保は、主に交通弱者と位置付けられる高齢者のためのタクシー券補助事業、有償福祉タクシーの利用の他、福祉事業所の送迎車による買い物支援の実験的な取り組みがある。また買い物支援として、本年3月より民間事業者による移動販売事業が開始している。

一方で、町立幼稚園ではバスを独自に運行しており、小・中学校においては学校統合を契機に児童・生徒の通学距離や時間に応じたスクールバスが検討されてはいる。しかし、

地域公共交通に関する課題を俯瞰的・網羅的に解決する仕組みが不足している現状である。

これらの現状と課題を踏まえて次の提言を行う。

- 1 地域公共交通全体を俯瞰し、町の特徴を踏まえた課題解決を行う「地域公共交通会議」の早期着手
- 2 「地域交通」「町民の移動手段確保」を目的として「福祉」だけに拘らず横断的・総合的に取り組む仕組みづくり
- 3 南北に長い地理的特性、病院施設・教育施設等の近隣市町村への依存・交流等の社会的特性を踏まえた地域交通の広域での検討
- 4 直営・無料の会員登録方式によるデマンドバス、または民間事業者委託型デマンドバスの検討
- 5 福祉施設バス、送迎車、個人ボランティア等の共用を視野に置いた幅広いデマンド交通事業の検討
- 6 高齢者等の移動手段の支援として、タクシー補助事業の必要範囲での継続

(2) 地域産業の活性化への取り組みについて

8月7日(木)開催の当委員会にて、嵐山町商工会会長に出席いただき、駅西口活性化を中心に見解と今後の展望及び要望について伺った。

○主なヒアリング内容と質疑

- ・駅西口の空き店舗対策として、20年ほど前に国の空き店舗対策補助金を使って box ショップの運営を始めた。現状、現経営者が商工会の意思を引き継いで継続している。
- ・最近では、カフェ、町内養鶏事業者ショップ、飲食店等が出店している。
- ・駅前では JA 嵐山支店の跡地活用が大きな関心事である。私見だが、町で土地等を確保していただき、活性化の拠点として商工会、観光協会、物産館、カフェ等が入った産業観光会館を造れば利用価値が膨らむと考える。町の協力があれば実現できるのではないかと。なお、商工会としてもできる限りの支援を考えている。ドラッグストアの出店の他、駅前での出店も予想されるので、その土台作りが大変であるが重要と考える。

(問) JA の建物の状況にもよるが、譲受けや賃貸は可能か。

(答) JA の所有であるため状況は分からないが、JA か町がやるにしても協力は考えたい。

○主な委員意見

- ・JA 跡地は駅西口活性化の肝と思う。町として方向性を出すよう打診してみてはいいかがか。
- ・JA 跡地は場所が良いので、屋形横丁の形式での出店や軽トラマルシェ、キッチンカー等の駅前広場利用との併用により、更なる効果が望める。駅を利用する観光客の休憩・買い物利用施設があると良い。
- ・跡地の活用は JA の意向や考えもあり、意見交換は早めにやるべきである。

委員会としては、地域産業の活性化について最終報告の中で行政の取組みを求めることとし、本特定事件の審議を終了した。

以上、最終報告とします。

令和7年8月28日

嵐山町議会議長 森 一人 様

文教厚生常任委員長 吉本 秀二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「子どもの権利について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について7月7日、17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

7月7日の委員会について

(1) 「子どもの権利条約について」の講演会を開催

役場 204・205 会議室にて、町民 22 名、執行部職員 21 名、議員 12 名、合計 55 名の参加者を得て、平成国際大学名誉教授 新島一彦氏、文京学院大学非常勤講師 木附千晶氏による講演会を開催した。

(2) 講演要旨

○新島一彦氏

日本が「子どもの権利条約」に加盟したことで、法律の分野に様々な影響を及ぼした。子どもの権利条約に関する法律では、こども基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、成育基本法、児童福祉法、教育機会確保法があり、これらの特徴として条文の中に「憲法と児童の権利に関する条約に則り」という言葉が入っている。

民法でも、影響を受けた様々な法改正や判決がある。法改正では、親の離婚に関し、子の利益を最優先して考慮する規定や共同親権の導入、更には、親権者の懲戒権（子どもを叱る権利）が削除された。児童虐待防止法では、令和2年の改正で、それまで親権者による体罰を暗に禁止していたものを、体罰という言葉をもっと具体的に禁じて禁止し、令和4年の改正では、言葉による暴力の禁止も明確にしている。

判決では、非嫡出子相続の違憲判決がある。直接は法の下での平等だが、「世界的な情勢に則り」という言葉の中に子どもの権利条約を引用している。また、高層マンションの建設による幼稚園の日照権侵害が、因果関係として子どもの権利を侵害したとする判決が出ている。

学校関係では、令和4年12月に生徒指導提要が改訂され、第1の留意点は「教職員の児童の権利に関する理解である」と書かれている。

保育園、幼稚園、認定こども園関係では、憲法があり、子どもの権利条約があり、その

下に保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の3つに分かれているが、全て子どもの権利条約が基となっている。

「はじめの100か月の育ちビジョン」では、誕生前から幼児期までの100ヶ月は人生を幸せな状態で過ごすために特に大切な時期と言われている。しかし、全ての子どもが等しく健やかに育つことができるのか、ということについては課題がある。産まれる時、保育園や小学校に入園・入学する時など、家庭、園、関係機関の間に「切れ目」が多いため、社会全体で幼児期までの育ちを支える共通した考え方が必要である。

子どもの最善の利益では、今必要なこと、大人の都合を優先しないこと、ダメではなくちょっと待ってね、が大切である。意見表明権(Right to express Views)は、自分の考え方や思っていることを表に出す権利であり、0歳児の赤ちゃんでも泣くという方法を使って自分の意見を表明していると言える。

○木附千晶氏

嵐山町では子どもの意見表明権を大事に考えている。意見表明権は、子どもの権利条約の何よりも重要な中核的部分で、子どもが成長・発達していくために必要なものである。

「愛」という概念は非常に抽象的だが、心理学の分野では一定の結論が出ており、「アタッチメント(愛着)理論」に裏付けられる子どもの発達理論である。

理想的な愛着の形はどのようにして出来上がるのかということだが、子どもが様々な欲求を出す。言葉にできない乳幼児であれば、今できる精一杯のやり方で泣く。その様子から、子どもが今何をしてほしいのかを推測し、敏感に応答してあげる。これを繰り返すことで、安全な場(安全基地)なのだということを学習し、基本的信頼感を持つようになる。また、自分が愛されている存在であるとの感覚を持てることで、自己肯定感の基をつくっていくことができる。自己肯定感、基本的信頼感が子どもの成長・発達・情緒の安定に重要であり、子どもの様々な意見表明に大人がどのように関わったのかということによって、つくられ、生まれてくるものだというのが、ボウルビィのアタッチメント理論で示されている。

子どもの最善の利益は大事だが、子ども自身で最善の利益は守れないため、大人が判断することになる。子どもの主体性を保障することができる権利は子どもの権利条約第12条(意見表明権)にしかない。愛される関係を大人主体でつくると、大人都合・大人の考えた愛される形になってしまう場合もある。子どもから自分に必要な人間関係を主体的につくることができるように、子どもが欲求をありのままに出し、身近な大人に受容的・継続的に応答する義務を課しているところが、第12条の非常に大事なところである。

しかし、意見表明権の危うさという部分もある。子どもの言ったことそのものを実現することが、意見表明権の実現ではないということも、ぜひ抑えておく必要がある。解釈のポイントは、意見表明権の保障。子どもが自分の出した全ての欲求が、実現ではなく、きちんと応答されたと思えること。それをされたことで愛されたと思う、それが全ての基本になるということを子どもの権利条約は言っている。

7月17日の委員会について

(1) 講演会に対する意見交換

○主な意見

- ・法的な位置付けで整理された講義と意見表明権を子どもとの関係性で見ていくという実践的な講義で良かった。
- ・子どもの声（権利）を聞くことに注視する必要がある。受容と応答は子どもとの関わりだけではなく、人と人の繋がりにおいても大切だ。
- ・子どもの意見を全部受け入れるのではなく、応答することが大切だと分かり、ほっとした気持ちがある。
- ・子どもの意見表明については、親としての成長（親の教育）も大切だ。
- ・子どもの意見を聞く機会を拡大していくことが大事だ。
- ・こびない大人と子どもの人格のバランスが大事。ウェルビーイング（体も心も満たされた状態）を議会として発信し、提言を議員一人一人が考えていくことが大事だ。
- ・子どもの言ったことをそのまま受け止めるのではなく、気持ちを汲んで受けとめるということが一番大事なことだと分かった。
- ・こども計画では各課から色々な計画が出されている。計画の実行状況の透明化を図ることが必要だ。

(2) 「子どもの権利について」調査・研究まとめ

子どもの権利について、試行錯誤しながら調査・研究を重ね、子どもの意見表明権を議会基本条例に加えるための条項をまとめることができた。木附氏から「どうして子どもの意見表明権が大事だと思われたのか」と問われた際、調査・研究の中で、子どもの意見表明権は赤ちゃんの泣き声も該当するということは理解していたが、議会基本条例に加える予定の条文は、言葉にできない子どもを対象としていないことから、講演内容との隔たりが大きく、答えることができなかった。調査・研究の足りない部分を指摘された思いだが、子どもの権利に関する条約の狙い、特に第12条の意見表明権の真にめざしているところを、本講演を通じて知ることができたことは、大きな成果であった。

また、講演の中で、子どもの大変な状態を解消してくれる大人は、継続的に同じ人でなければいけないということも言われている。意見表明権をベースにした様々な政策に対し、身近な大人と子どもの関係性を保障し続けることをどのようにして盛り込んでいくのかと、行政に対する課題の1つとして提示いただいたものと受け止めた。

最後に、こども計画の各課に亘る計画について、年度ごとの検証結果および計画の見直しに際し、議会に報告いただくことをお願いしたい。

以上、最終報告といたします。

令和7年8月28日

嵐山町議会議長 森 一人 様

広報広聴常任委員長 藤野 和美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について6月27日、7月4日及び11日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

・議会だより199号発行について

令和7年第2回定例会を主な内容として、6月27日入稿、7月4日初校、11日再校、8月1日発行の予定で準備を進めた。

主な議案や可決意見書、一般質問、常任委員会・特別委員会報告の内容等で構成した。

表紙は、志賀小学校の運動会の様子を撮影したものとした。

今号もページの適正化に取り組み、全10ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

・地域に出向いての町民との意見交換会

先行しての第1回目として、志賀2区において7月26日（土）に、地域住民16名、議員8名の参加で実施した。

河川整備・水害対策や下水道の老朽化と更新の課題、街灯・防犯対策、空き家・防犯対策などについて活発に意見交換がなされ、今後の本格的な取り組みに際しても多いに役立つものとなった。

・議会モニターとの意見交換会

8月2日（土）議会モニター6名、議員11名の参加で実施した。

学校再編や動画配信、ハイスクール議会、外国人との共生、地域の活性化などの課題への議会の取り組みについて意見交換がなされた。今後の議会活動に活かしていくものとする。

以上、中間報告といたします。

令和7年8月28日

嵐山町議会議長 森 一人 様

嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 伏守 勝義

所管事務の調査報告

本特別委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「小中学校再編に伴う教育保障・地域振興・財政計画等について」

2 調査結果

本特別委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について7月14日及び30日に委員会を開会し、調査研究を行った。

7月14日の委員会について

学校統合推進課より「スクールバス、通学路の進捗について」のヒアリングを行い、委員間協議後、今後の進め方について話し合った。

○主なヒアリング内容

- ・資料：第4回通学・安全部会会議資料をもとに

北部のスクールバス対象エリアについては、これまで「小学生は七郷小学校区全体、中学生は古里地区をスクールバス」という事務局案を示して検討を進めてきた。しかし、議会の再編調査特別委員会や保護者からの要望、通学安全部会での委員からの意見を勘案し、また、当初事務局案を提示した際の判断材料は時間が経っていることもあり、判断材料を見直し、今後実施予定の通学における実地調査の結果を踏まえた上で再度検討したいと考えた。今後も引き続き検討を重ねながら、判断材料をアップデートして精査し、北部のバス対象エリアは改めて検討する。

- ・資料：嵐山町内全域実地調査箇所MAPをもとに

通学の実地調査において危険箇所を調査するため、調査箇所を検討する材料となる図面である。現在、通学路として使用している所は、安全面に特段問題がないと捉え、各学校の通学路が接続する部分について赤線で示し、その中で通学路として安全性を確認したいポイントをリストアップするためのたたき台の、もう一歩手前のような位置づけの図面としている。次回の会議以降、通学路の現地調査を実施する予定である。

○主な質疑応答

(問) 距離も大切だが通学時間も大切。6月後半位から気温が高くなり、下校時間はかなり厳しい状況になる。気温と通学時間についてどう考えるか。

(答) 現在、気温に対する検討は具体的にはしていないが、そういったことも視野に入れなくてはならない。夏場、クーリングシェクターの横を通る道を使うことも想定されるが、現時点では交通の安全性が第一だと考えている。

(問) 通学路を検討する時期はどの位を考えているか。

(答) 委員も一緒に歩いて目で見て進めていく、という合意は取れているが、具体的な日程は決まっていない。夏休み明けには着手したいと考えている。

(問) 南部の遠距離通学者もスクールバスの範囲に入っているのか。

(答) バスの範囲は決定事項ではない。委員から南部地区にもバスを出して欲しいという要望はある。北部のバスはマストであり、町の財政計画の中でどこまで可能かということを考える必要があるので、その大きな要素となるバスの運用経費の試算を行っているところである。

(問) スクールバスを検討するにあたり、お金のことにとらわれ過ぎているという感じがする。本来あるべき姿を実現するのが教育委員会の仕事であり、何を目的に学校統合をし、どんな理念を掲げていくのか。何を実現したいのかをもう一度確認したい。

(答) 統合の目的は子どもたちの教育環境の改善で、1つ目はハード整備。現在の施設から、より快適な施設にすること。2つ目はソフト面で一定規模にしてクラス替えや切磋琢磨の環境をつくること。11年に向けて、教育環境の改善と開校を実現しなければならない。必要な予算については町に要求し、上手く折り合いをつけていきたい。

○委員間協議、今後の進め方

- ・スクールバスと公共交通の関係についての意見があったが、今後もスクールバスについての協議を続けることとした。
- ・学校建設の費用の件で町民から指摘があった。議会でもしっかり把握する必要がある。

7月30日の委員会について

「滑川町立月の輪小学校 行政視察」

概要説明後、コモンズ導入校舎の校内視察を行った。

○主な質疑応答

(問) 光熱費の状況は。

(答) 一般の学校より少し高い程度。月の輪小は、令和5年度 560 万円、令和6年度 620 万円。宮前小は令和5年度 380 万円（電気代 280 万円＋ガス代 100 万円）、令和6年度 440 万円（電気代 340 万円＋ガス代 100 万円）。宮前小は月の輪小より 100 人位規模が少ないので、それを考えると大きな差はないと考える。またオール電化にすることで、電気料金が割安になっている部分もある。

(問) PFI をしなかった場合の試算は。

(答) PFI 可能性調査では、6 %程度通常より安く出来ると計算していた。その後、事業が固まって業者が決まった時は 4.8%。全ての事業が終了した時は 4.2%であった。金額で 9,283 万 9 千円、約 1 億円程度削減できたと考える。

(問) 教室と廊下の壁がない分、掃除はしやすいか。また、現状の維持管理は。

(答) 段差も少ないのでやりやすい。維持管理は PFI 事業の 10 年間契約が終了しており、現在は通常の学校と同じである。

○委員間協議

- ・メンテナンスを徹底している。ノウハウのある民間に委託して正解だと思った。
- ・「豊かな心を育てる」という教育理念が校舎に反映している。学校建築は子どもたちにどういう教育をするか決まらな^いと進ま^{ない}と思う。また、メンテナンスは予防保全で、壊れる前に定期的・計画的に行うことが結果的に費用を抑えるということを学んだ。
- ・月の輪小は将来福祉施設として使えるように考慮して設計したと聞いたことがある。強化ガラスや木材を取り入れて、あれだけのものが出来るのだと思った。一番大事なのは教育の方向性。嵐山町でどんな特色ある教育が出来るのかというところから始めないと、建物もそれに応じたものが出来ないと思う。
- ・DEN（コモンズ）^{ダン}の考え方は、教育理念の中で大きな位置づけを持っていると感じた。オープンな形なので、いじめが発生しづらいのではと思う。
- ・プールや体育館が一体的に造られていて、嵐山とは少し状況が違^うと感じた。事業費も当時とは違^うので、町がどのように事業費を捻出^して、折り合いをつけていくのか重要な課題になる。
- ・入り口から良い感じを受けた。あれほど広い空間でやっていけたら、子どもたちはのびのびと育ってくれると思う。PFI を使ったことで基本設計・実施設計の年数がかなり短く済んだ。
- ・校内は広々としていて開放感があり、学びの場として良いと思った。町が今から PFI を検討するのは難しいが、財政的な負担が減るのは良い。また、予防メンテナンスは大事だと思った。
- ・コンクリート打ちっばなしは格好が良いが、熱効率が良くないと思うので、外断熱の方が良い。

以上中間報告とします。